

經濟論叢

第103卷 第2号

岡部利良教授記念號

献 辞	堀 江 英 一	
会計学的費用概念の論理構造	酒 井 文 雄	1
アメリカ鉄道独占の形成と公表会計実務	西 村 明	14
アメリカ動態論の生成基盤	津 守 常 弘	37
自己株式の会計	菅 原 秀 人	60
部分的取替の会計	高 寺 貞 男	76
架空利益排除と貨幣価値変動会計	中 居 文 治	93
法人税法上の会計処理基準の創設	河 合 信 雄	115
批判会計学の課題	野 村 秀 和	132

岡部利良 教授 略歴・著作目録

昭和44年2月

京 都 大 學 經 濟 學 會

アメリカ動態論の生成基盤

津 守 常 弘

序 言

およそ資本主義的企業会計理論・制度の本質を科学的に解明するにあたって第一に必要なことがらには、それぞれの理論・制度のなかで「論理」化されようと試みられる具体的・歴史的な問題点を明確に把握することである。それは、資本主義的企業会計理論・制度のもつ本質的屬性から生ずる必然的な帰結である。しかるに、かかる具体的・歴史的な問題点は、つねに、その時々々の資本主義的企業会計実務の中に端的に表現される。かくして、資本主義的企業会計理論・制度形成の法則性を分析するにあたって、その成否をきめる決定的な要件は、資本主義の経済法則の特殊・歴史的な現われ方との関連において、その時々々に企業会計実務がいかなる在り方を示しているかを具体的に認識することにある。換言すれば、企業会計実務の在り方を真に科学的に分析しつくすことこそが、資本主義的企業会計現象を科学的に認識し、資本主義的企業会計理論・制度形成の法則性を解明するための第一の鍵である。

本稿の目的は、このような見地に立脚して動態論生成期におけるアメリカ企業会計実務の現実的構造を分析し、アメリカ動態論の本質を解明するための出発点を確定する点にある。もとより、アメリカ動態論の生成基盤を解明するには、きわめて多面的な分析が必要である。だが、本稿における分析は、さしあたり、その企業財務的側面に限定される。

I アメリカ動態論生成期における企業会計実務の階層分化

動態論生成期、すなわち1920年代から1930年代初頭にいたる一時期における

アメリカ企業会計実務のいちじるしい特質は、この時期に無額面株式をめぐる会計問題がそれ自体独自の重要性を帯びて提起されたばかりでなく、当時生じた企業会計上の幾多の特徴的な諸現象、たとえば資産評価・減価償却などの諸問題が、すべて、無額面株式をめぐる会計実務と何らかの形で結合しながら提起されたという点にある。かくして、動態論生成期におけるアメリカ企業会計実務の焦点をなす現象は、主として無額面株式をめぐる会計実務にこれを求めることができるであろう。

ところで、この無額面株式をめぐる会計実務は、その形態からすれば、1929年恐慌を劃期として、明瞭に二つの時期に区分される。

「1929年以前の時期には、額面株が新しい所謂便利な無額面株に急速に席をゆずった。財産は評価替えされて、その再評価差額は何らかの剰余金勘定もしくは無額面株勘定に貸記され、その総額は株式分割をおこなうための口実として利用され、また、株式の払込対価は、その型と源泉とを区別することなく純財産に一括して計上された……」¹⁾

D. J. Hornberger がここに回顧しているように、1929年恐慌以前に、アメリカにおいては、資産再評価・株式分割などと結合して額面株から無額面株への転換（部分的には100ドル額面株から低額面株への転換）という現象がきわめて顕著にあらわれ、それと結合せる会計問題が企業会計制度上の中心問題と

第1表 1920年代における額面株から無額面株・低額面株への転換の進展

	額 面 株				無額面株	額面・ 無額面 別不祥	計
	25ドル以上	20ドル以下	その他	小 計			
1922	2136(58.7)	472(13.0)	—(—)	2608(71.6)	748(20.5)	285	3641(100)
1927	1785(38.7)	497(10.8)	4(—)	2286(49.6)	2102(45.6)	221	4609(100)
1928	1644(32.6)	523(10.4)	3(—)	2170(43.0)	2658(52.7)	217	5045(100)

(注) 1) 産業会社普通株のみ。

2) *Moodys' Analyses of Investments and Security Rating Books, Industrial Investments, 1923; Moody's Manual of Investments, Industrial Securities, 1928* 及び1929の各社関連記事にもとづき作成。

1) Hornberger, D.J., "Accounting for No-Par Stocks during the Depression", *Accounting Review*, 1933, p. 58.

して登場するにいたった。いま、額面株から無額面株へ（部分的には100ドル額面株から低額面株へ）というこの企業財務上の転換過程が、いかに急速に進行したかを一表に示せば、次表に示すごとくである（第1表）。すなわち、それは、一方における額面25ドル以上額面株の断えざる絶対的・相対的減少と、他方における額面20ドル以下額面株の絶対的増大、無額面株の絶対的・相対的増大の不断の進行を示し、額面株と無額面株との比重が、1928年、ついに逆転したことを明瞭に示している。

第2表によれば、額面株から無額面株、100ドル額面から低額面への移行のこの過程の進行は、いちじるしく不均等である。すなわち、それは、総資本1億ドル未満の諸会社に相当の傾斜を示しながら進行し、他方、総資本1億ドル以上の諸会社にあつては、（次第に無額面株への転換の度を加えるとはいえ）その歩

第2表 企業階層別無額面株・低額面株分布推移

	無額面株分布比率 (%)				低額面株分布比率 (%)			
	総資産 1億ドル 以上	総資産 1000万ド ル～1億 ドル	総資産 100万ド ル～1000 万ドル	総資産 100万ド ル未満	総資産 1億ドル 以上	総資産 1000万ド ル～1億 ドル	総資産 100万ド ル～1000 万ドル	総資産 100万ド ル未満
1922	19.2	25.1	20.1	24.0	0.016	14.2	20.9	22.6
1927	36.0	53.1	46.3	49.0	0.06	22.9	23.4	35.0
1928	46.0	59.4	53.3	62.0	0.13	26.0	24.8	36.0

(注) 1) 各欄の数値は、各企業階層の会社数をそれぞれ100とした%

$\left[\frac{\text{各企業階層毎無額面株発行会社数}}{\text{各企業階層毎会社総数}} \right] \%$

2) *Mood's Analyses of Investments and Security Rating Books, Industrial Investments, 1923; Moody's Manual of Investments, Industrial Securities, 1928* 及び 1929の各社関連数値・記事にもとづき作成。

みは比較的遅々たるものであり、また、低額面への転換傾向にいたつては、まことに寥々たるものである。このことは、いうまでもなく、一方では、非独占的企業においては「投機ブームの欲求を満足させる一手段として」。「その背後で個人的利益と私的儲けのためのありとあらゆる操作を……自由におこなうことのできる結構きままるつたて」として無額面株が多く用いられ²⁾、他方、

2) Burtchett, F. F., *Corporation Finance*, 1934, pp. 113-114.

「額面株はもっとも保守主義的な諸会社によってのみ用いられる」³⁾ということ
を如実に示すものである。

同時期に、この額面株から無額面株、100ドル額面から低額面への転換と正
に並行して公表会計実務の階層分化が展開されるが、その焦点は、いうまでも
なく資本金計上方式の階層分化、すなわち独占的企業の側における利益金の資
本金化表示実務と非独占的企業の側における資本金の利益金化表示実務という
現象の一般化にほかならない⁴⁾。この資本金計上方式における独占・非独占間
の階層分化は、次の如きわめて明瞭に現われる。すなわち、まず、独占的企
業(=「押しも押されもしない利潤の多い企業」⁵⁾)においては、既述の如く100
ドル額面株の堅持が主要傾向であるとはいえ、そこでもし無額面株が発行され
ている場合には、「無額面株式の表示方法として払込総額を資本金として一括
計上するという明確な傾向が明らかに存在する」⁶⁾のに対し、非独占的企業、す
なわち「投機的な・不充分にしか資本調達をおこなわず・低利潤の会社の諸目
的のためには、無額面株の他の評価方法〔主として、資本金・剰余金を区分す
ることなく純財産として一括計上するいわば「純財産方式」⁷⁾および資本金勘定
に表示価額相当分のみを計上するいわば「表示価額方式」——引用者]が好ま
れる」⁸⁾。因みに、当時、無額面株発行会社中、産業会社普通株599件を対象と
しておこなわれた調査によれば、上記払込総額を資本金勘定に一括計上するも
の23.2%に対し「純財産方式」・「表示価額方式」計52.4%に達する⁹⁾が、後者
の典型は「資本金ゼロ会社」¹⁰⁾であって、その全体的な様相は第3表に表現さ
れる。

3) *Ibid.*, p. 113.

4) 拙稿、資本金論、京都大学会計学研究室編「企業利潤論」昭和43年、221-2頁。

5) 6) Hornberger, D. J., "Accounting for No-Par Stock Issues", *Accounting Review*, 1929, p. 217.

7) D. J. Hornberger はいう。「純財産方式」のもとにあつては、「株主剰出金(capital contribution)・再評価剰余金・利益剰余金ならびにその他の純財産項目は隠蔽され、また、この方法は、財務諸表に示される企業の過去の財務的経験を曖昧化する傾向を有する」(*Ibid.*, p. 215.)。

8) *Ibid.*, p. 217.

9) *Ibid.*, p. 213. 「表示価額方式」=27.9%, 「純財産方式」=24.5%。

10) 11) 拙稿、前掲論文、218頁および223頁参照。

第3表 アメリカ産業株式会社におけ資本金計上方式

(1928年度)

総資本階層別	額面株発行=同方式による資本金計上会社(単位ドル)										無額面株発行=同方式による資 本金計上会社				額面・ 無額面 別不祥	総計			
	500 以上	100	50	25	20	15	10	5	1	1未満 ドル 以外	小計	小計	“Capital & Surplus” 方式	1ドル または 類似			資本金 普通株 本金の み	ゼロ 優先 資本金 もゼロ	方式 先株 本
10億ドル以上	—	1	—	1	—	—	1	—	—	—	3	—	—	—	—	—	—	—	3
1億ドル以上・ 10億ドル未満	—	18	4	25	1	—	5	—	—	—	53	46	5	—	—	—	—	1	100
1,000万ドル以上・ 1億ドル未満	—	196	32	45	16	3	48	18	8	2	369	547	104	1	4	3	—	5	921
100万ドル以上・ 1,000万ドル未満	4	722	56	96	29	1	143	51	61	5	1,168	1,447	409	5	11	—	—	98	2,713
100万ドル未満	—	67	6	12	4	—	14	14	14	2	133	240	80	1	3	1	—	14	387
企業規模不祥	2	314	23	20	1	1	35	20	22	4	444	378	—	—	—	—	—	99	921
総計	6	1,318	121	199	51	5	246	103	105	13	2,170	2,658	598	7	18	4	—	217	5,045

(注) 1) *Moody's Manual of Investments, Industrial Securities, 1929* に掲載された各社の個々の貸借対照表数値および
関連記事にもとづき作成。

2) なお、企業規模不祥会社の広倒的部分は、原資料における関連数値からみて、総資本1,000万ドル未満の企業とみ
られる。

留意すべきは、ここで、額面株から無額面株、100ドル額面から低額面への転換という場合、それが増資新株発行に伴う現象ではなく既存の額面株と新無額面株・低額面株との文字通りの交換であるということである。この事実からしても容易に推測しうる如く、かかる企業財務上の現象と資本金計上方式の階層分化という企業会計上の現象との関連は、通常考えられているように前者が後者を規定するという関連ではなく、正にその逆である¹²⁾。しかし、同時に、かかる企業会計上の階層分化の基礎には疑いもなく一定の企業財務上の階層分化、つまり非独占的企業における欠損の発生・資本配当の必要性、独占的企業における独占的高利潤の獲得・配当縮小の必要性という事態が厳然と存在する。それゆえ、少くともアメリカ動態論生成期における企業財務現象と企業会計現象との関連を分析するにあたっては、「無額面株の一般化→無額面株会計」という概念的に設定された関連づけと「配当→公表利益→無額面株の一般化」という現実的な関連とを明確に区別し、後者について可能な限り科学的な分析を加えなければならない。

そもそも自由競争の資本主義から独占資本主義への移行は、企業財務の上にも重大な変化をもたらす。この変化は、企業財務のあらゆる側面に例外なく現われるが、それはたとえば配当・株価形成の面にも明瞭に現われる。周知の如く自由競争の資本主義の段階における株価形成の前提は、有価証券取引所なる固有の市場の成立・発展による株式の自由な売買可能性の存在、一言でいえば自由競争のメカニズムの存在である。しかるに、独占資本主義段階への移行は、所謂「大銀行の『取引所支配』・『銀行の発行独占』」を確立せしめ、その結果、株式の自由な売買可能性が基本的には消失し、したがって（平均利潤率をめざして均衡を再び打ちたてようとしていた諸種の調節力が独占の力と衝突し以前の如く作用しなくなったのと同様に）株価形成もまた独占の支配下におかれるにいたる¹³⁾。かくして、次の如き結果が生じる。すなわち、独占的企業の側に

12) A. ロチェスターは、当時における有価証券価格の決定の仕組みについて具体的に言及した上で、次の如く述べる。「投資銀行家達は成文になっていない『倫理』規定をもっており、それによって会社事業に対する競争入札は実際上排除されている。『名声ある』商館は、既に確立して

においては、「大銀行の『取引所支配』」を基礎として、(一般に独占価格が設定される場合と同様に) 株価形成の人為的性格が顕著に現われ、たとえ低配当の場合においてすら諸種の独占力の利用によって組織的・計画的に高い株価を形成することが可能となり、社会的に一定の枠を与えられている遊休貨幣資本の一方的集中が可能となる。それに反し、非独占的企業分野においては、株価が独占によって設定されるばかりでなく、社会的に一定の枠を与えられている遊休貨幣資本のうち独占的企業の側に流入した部分を除く残余の部分のみの集中が可能であるにすぎず、しかも、それを条件づける一応の株価形成は高配当をまっけてはじめて可能となる。しかるに、ここに、独占的企業の側においては独占的高利潤を獲得しうるのに対し、非独占的企業の側においては「通常の」平均利潤を遙かに下廻る利潤(あるいは欠損)しか獲得しえないという今一つの条件が付け加わる。かくして、独占段階においては、原則上、独占的企業の側においては、独占的高利潤の獲得にも拘らず相対的に低配当でもって足りるが故に独占的高利潤の一部配当という傾向が現われるのに対し、他方、非独占的企業の側においては、低利潤(あるいは欠損)の獲得にも拘らず高配当が必要とされるが故に資本配当の強行あるいは増資の断念という傾向が必然的に生ずる。企業会計は、矛盾にみちたこの現実を隠蔽し合理化する。1910年代におけるアメリカ企業会計実務の階層分化と企業財務の階層分化との関連・前者とその目的との関連は、正に上述の論理を典型的に表現する。

すなわち、まず非独占的企業の側においては、既述の如き資本金計上方式を通じて主に次の如き目的が追求される。「営業損失を蒙っている諸会社にとって過去数年間〔1929年基準〕にしばしば行われてきた実務は、旧額面株と新無額面株とを交換することによって財務の建直しを行い、新株を名目額で表示し、資本金額の切下げから生ずる剰余金と相殺して営業損失を一掃することであっ

いる金融関係を大切に、そうすることによって、自己の利潤を引出す比較的大きなひらきを維持している。1934年10月に上院の或る委員会が出した『株式取引実務』に関する報告は、この分野に独占的な価格固定化の要素がみられることを認めている」(Rochester, A., *Rulers of America*, 1936, pp. 92-93. 立井瀬洋訳「アメリカの支配者」(上)、昭和28年、158頁——一部改訳。

た。この処理法は財務的立直りの苦痛のない方法である¹³⁾。類似の目的は資本金計上方式と暖簾計上方式との関連の中にも見出すことができる。「多くの会社は、特許権・暖簾の如き無形資産の帳簿価額の切下げのために、表示価額を無額面株評価のベースとして利用する。その目的を達するには剰余金勘定残高が不十分であるがために、社外株は無額面株に変更されるかも知れないし、あるいは、既存の無額面株の評価が減少させられるかも知れない。かくして、資本金勘定は単なる名目額のみを反映するかも知れない¹⁴⁾。その典型は、暖簾計上方式の「旧式の方法」(old fashioned way)から「近代的方法」(modern way)への移行¹⁵⁾(下表参照)であり、その目的とするところは、年度暖簾償却費

„旧式方法”			
B/S			
暖簾	100万ドル	普通株資本金 (額面株)	100万ドル
„近代的方法”			
B/S			
暖簾	1ドル	普通株資本金 (無額面株)	0あるいは 1ドル

の非計上=利益の拡大表示である。最後に、上記目的の延長線上に、多額の無額面株式払込剰余金の創出と、この創出剰余金(created surplus)を源泉とする株式配当あるいは現金配当、すなわち資本配当=「払込配当」の支払いという目的が追求される¹⁶⁾。かくして、非独占的企業における独特の資本金計上方式の根本的な目的は、その形態・処理方法の如何を問わず、明らかに、欠損の隠蔽・資本配当合理化のための利益縮小表示にほかならない。

それに対し、独占的企業の側においては、既述のごとき資本金計上方式をつうじて、「全く正反対¹⁷⁾」の目的が追求される。たとえば、独占的企業におい

13)14) Hornberger, D. J., *op. cit.*, p. 215.

15) Ripley, W. Z., *Main Street and Wall Street*, 1927, p. 195. 尚、「暖簾1ドル」計上方式をめぐる問題については、西田博, アメリカ独占確立期における「水割り」財務方策と公表会計実務, 『経済論叢』第101巻第6号, 88-90頁参照。

16) e. g. cf. Hoagland, H. E., *Corporation Finance*, 3rd ed., 1947, p. 162; Berle, A. A. & Means, G. C., *The Modern Corporation and Private Property*, 1932, p. 167; “Report of the Special Committee on Dividends of the New York Exchange”, 1929, (*Journal of Accountancy*, Vol. 48, pp. 368-369); 拙著「配当計算原則の史的展開」昭和37年, 36頁, 165頁。

17)18) Hornberger, D. J., *op. cit.*, p. 215.

ては、無額面株式払込剰余金を含む株主譲出金全体の資本金化が行なわれるばかりでなく、「ある会社は、その無額面株の払込対価総額を資本金勘定に計上するかも知れないが、卓抜した利潤と拡張の必要のために追加的な固定資本を必要とする。いくつかの会社は、かような状況のもとで、適切な会社決議を行うじて蓄積剰余金の一部を資本金に簡単に振替え、かくして剰余金の一部もしくは全額を永久に資本化する……」¹⁹⁾。かくして、その目的とするところは、利益金の資本金化であり、そこにおける「超保守主義的減価償却政策」¹⁹⁾の遂行・多額の引当金の設定²⁰⁾とならんで利益の縮小表示に役立つことである。なお、この場合、かかる株式配当は、現金配当と抱合せられることによって後者の削減を合理化することにも留意されねばならない²¹⁾。

要約以上が1920年代における企業会計実務の焦点＝無額面株をめぐる会計実務の階層分化の実態であり、その基礎にある企業財務階層分化の実態である。だが、かかる企業会計実務の階層分化は、1929年恐慌を契機として一層の展開を示し、就中、非独占的企業の会計実務は、外見上、きわめて急激な転換を経験することとなる。

II 1929年恐慌以後におけるアメリカ企業会計実務階層分化の一層の展開

1933年、すでに言及した D. J. Hornberger は次の如くのべる。

「1930年から1932年にかけて、(この数年間に資本金評価の表示方法に変化が生じたところでは) 無額面株の会計は1921～1929年の時期と比べてみて若干のもっとも興味ぶかい対照を示している。大抵の会社にとって、過去三ヶ年間に、企業の状況は1929年以前の時期の正に裏返しとなり、財務状態のこの逆転は無額面株・資本剰余金・利益剰余金およびそれに関連する勘定の会計方法の変化の中に急速に反映されつつある」²²⁾。

19) Ripley, W. Z., *op. cit.*, p. 180.

20) Burtchett, F. F., *op. cit.*, pp. 623-626.

21) cf. *Moody's Manual of Investments, Industrial Securities*, 1929, *passim*.

22) Hornberger, D. J., "Accounting for No-Par Stocks during the Depression", *Accounting Review*, 1933, p. 58.

第4表 1930年代初頭における減資の実態

減資方法	会社数	%
無額面株の表示価額切下げ	219	33
額面株の額面価額切下げ	180	27
無額面株から額面株への転換	170	25
額面株から無額面株への転換	75	11
株式数の減少	29	4
計	673	100

(注) Hoagland, H. E., *op. cit.*, p. 711.

換等による「表示資本の減少→資本剰余金の創出」という処理を意味し(第4表参照), 特殊的には, かかる法定資本の切下げ=資本剰余金の創出と固定資産帳簿価額の切下げとの結合形態, すなわち所謂「帳簿価額切下げ法」(“write-down method”)²³⁾を意味する。

主として非独占的企業において遂行されたかかる実務の第一の形態は, 会社営業権税・株式譲渡税の節減を目的として1932年から1933年前半にかけて一般化した無額面株式から低額面株への再転換である²⁴⁾。だが, むしろ, 当時における主要な傾向は, 節税を口実とし²⁵⁾, 欠損填補・利益拡大表示を直接的な目的として遂行された無額面株表示価額の切下げによる上記「帳簿価額切下げ法」の一般化にほかならなかつた(第5表参照)²⁶⁾。

「帳簿価額切下げ法」一般化

この「逆転」(すなわち1920年代におけるそれとは全く対蹠的な企業財務状態)の「反映」とみられる1930年代初頭の無額面株会計の内容は, 一般的には, 無額面株の表示価額の切下げ・無額面株から低額面株への再転換

第5表 1930年代初頭における減資実務の目的

減資の理由	件数
欠損填補	305
有形固定資産の帳簿価額切下げ	251
無形固定資産の帳簿価額切下げ	131
優先株ならびに優先未払配当金の消却	72
節税	53
投資の帳簿価額の切下げ	41

(注) Hoagland, H. E., *op. cit.*, p. 712.23) “Writing Down Fixed Assets and Stated Capital”, *Yale Law Journal*, 1953, p. 1028.24) Hornberger, D. J., *op. cit.*, pp. 58-9; Marple, R. P., *Capital Surplus and Corporate Net Worth*, 1936, pp. 86-90.25) Marple, R. P., *op. cit.*, p. 87.26) Hornberger, D. J., *op. cit.*, p. 59; Hoagland, E. H., *op. cit.*, pp. 579-80, pp. 711-714; Dewing, A. S., *Financial Policy of Corporation*, 5th ed., 1953, Vol. I, pp. 66 ff.; Marple,

の理由は、1920年代、非独占的企業において一般化した既述の如き資本金の利益金化表示実務の場合と本質上同一である。すなわち、まず第一に、この「帳簿価額切下げ法」のもっとも単純な狙いは、法定資本の切下げによって創出された資本剰余金を直接に配当目的に利用するという余りにも明らかな方法を回避し、帳簿上の操作によって人為的に創出された剰余金（「創出剰余金」）と欠損金との相殺・利益剰余金の保存による当期配当、とりわけ当期優先株配当の継続であって²⁷⁾、この場合には「奇術」(hocus-pocus)と呼ばれた「『不況』配当」(“depression” dividends)²⁸⁾ = 実質上の資本配当の支払いが可能となる。だが、「清算配当支払いの遠廻しの方法」(“round-about method of paying liquidating dividends”)²⁹⁾とも呼ばれる「帳簿価額切下げ法」の効果は、より複雑であり持続的である。すなわち、この方法が適用された場合には、帳簿価額を切下げられた当該固定資産の耐用年数の残存期間全体をつうじて、減価償却費の負担が軽くなり、その結果、利益の拡大表示・資本配当の合理化が可能となる³⁰⁾。この場合、単純に減価償却費を縮小表示して利益を拡大表示する方法を回避し、あるいは創出剰余金を直接に配当目的に利用する方法を回避して上記の如き「遠廻しの方法」を採用する理由はきわめて明白である。まず、単純な減価償却費縮小表示法は「虚偽的な配当支払いという理由で法的攻撃を招く恐れがあり」、ついで、創出剰余金を直接に配当目的に利用する方法は「将来の投資家・債権者・現在の株主に対して利益からではなく資本から配当が支払われることを明らかならしめる」というのがそれである³¹⁾。

「帳簿価額切下げ法」の適用は、この方法によって（有形・無形を問わず）³²⁾

R. P., *op. cit.*, pp. 169 ff.; Paton, W. A. & Paton, W. A. Jr., *Corporation Accounts and Statements*, 1955, p. 166, etc.

27) e. g. cf. Marple, R. P., *op. cit.*, p. 95. 尚、「最近数年間〔1930年代初頭〕にすこぶる頻繁に行われた実務」の仮設例 (*Ibid.*, p. 169.) を参照されたい。

28) Hoagland, H. E., *op. cit.*, p. 579.

29) Marple, R. P., *op. cit.*, p. 178.

30) “Writing Down Fixed Assets and Stated Capital”, *Yale Law Journal*, 1935, pp. 1026, 1035, etc. 尚、具体例については、cf. Daniels, M. B., “Principles of Assets Valuation”, *Accounting Review*, 1934, pp. 115-116.

31) *Yale Law Journal*, 1935, pp. 1028-29.

固定資産帳簿価額が1ドルまで切下げられた場合³²⁾には、さらに追加的な効果を獲得する。「これら不況の諸年度にきわめて流行した今一つの実務は、公正な価値よりも遙かに低く固定資産価値を減らすことによって秘密積立金を創り出すという実務である。財産価値を修正するという実務は、多くの場合、どのような流行の運動とも同じように余りにも度を越しておこなわれた。極端な一例として、1933年に U. S. Industrial Alcohol Company は、前年度12月31日現在19,301,044ドルという純評価で計上されていた固定資産を1ドルまで減少させた。そのチャージは、法定資本の減少によって創出された資本剰余金に対してなされた。同社の社長は、株主に対してこの帳簿価額の切下げを説明するにあたり次の如く述べた。

『現状では、設備の近似的な評価にすら達することは不可能である。そのため、設備価値を過小表示することは保守主義的なやり方であると考えられる。』

かような行為が正に保守主義の正反対であることを理解するには殆んど会計上の訓練を要しない。この帳簿価額切下げの効果は、すべての減価償却費をなくして、見せかけの利益を大きくすることである。恐らく、これらの利益は、(法定資本の減少によって創り出されたのだが) 将来のある時点で配当として株主に支払われるであろう。結局のところ、この会社の社長が保守主義と呼んでいるところのものは、その資本が少しづつ株主に払戻されつつあるということを当の株主に知らせることなしに、資本からの配当を認めていることである。事実、配当は稼得されたもの(earned)であると主張された。これは、とても保守主義的な実務であるとはいいがたい³⁴⁾。(傍点原文)。およそ、費用償却によ

32) *Ibid.*, p. 1035, n. 26; Hornberger, D. J., *op. cit.*, p. 59. 尚, Hornberger, D. J. によれば、有形固定資産の帳簿価額切下げ率は、個々の場合、ほぼ30%乃至60%に達し、また、1933年に34社を対象として実施された調査によれば、固定資産帳簿価額の平均切下げ率は46%であるとされる(*Ibid.*, p. 59; *Yale Law Journal*, 1935, p. 1035, n. 26.)。

33) 特に頻繁におこなわれたのは無形固定資産帳簿価額の1ドルまでへの切下げである。「無形固定資産の帳簿価額を1ドルまで切下げることが益々頻繁な実務になっている」(*Ibid.*, p. 1035, n. 26)。尚、有形固定資産に関する同様の実務については、たとえば cf. Daniels, M. B., *op. cit.*, p. 116.

34) Marple, R. P., *op. cit.*, p. 180.

る固定資産帳簿価額の1ドルまでへの切下げは、保守主義会計の典型をなす。だが、創出剰余金との相殺による固定資産帳簿価額の切下げは、いうまでもなく資本償却を意味し、その1ドルまでへの切下げは、文字通り保守主義会計の正反対物を意味する。別言すれば、前者が秘密積立金設定の典型的指標と見られるのに対し、後者は、反対に秘密損失発生の典型的指標となる。しかるに、「1ドル勘定」というこの外見上の同一性は、「保守主義という口実のもとに」³⁵⁾ほかならぬ反保守主義会計を強行し資本配当を合理化することを可能ならしめるのである³⁶⁾。かくして、「帳簿価額切下げ法」は、会計実務の階層分化の単なる表現であるばかりでなく、「1ドル」という表現によって、本質上全く相反する会計実務を同質のものに見せしめ会計実務の階層分化そのものを隠蔽する。

さて、1930年代初頭、主として非独占的企業において以上の如き目的と形態とを付せられて遂行された減資＝固定資産帳簿価額切下げ実務は、疑いもなく、1920年代に同じく非独占的企業において遂行された資本金の利益金化表示実務の一層の展開を意味する。ここでは、資本金の利益金化表示実務を遂行する会社の範囲はいちじるしく拡大されている。「資本金ゼロ会社」においては、「帳簿価額切下げ法」の適用は、いうまでもなく不可能である。それゆえ、この時期における減資＝固定資産帳簿価額切下げ実務、すなわち新たな形態を付せられた資本金の利益金化表示実務の一般化は、1920年代における「資本金ゼロ会社」の範囲をこえて、それ以外の、より上層に位置する諸企業にまで、「資本金ゼロ会社」において遂行されたと同一性質の実務が拡大されたということを当然に暗示する³⁷⁾。

35) Daniels, M. B., *op. cit.*, p. 116.

36) e. g. Hoxey, M. B., *Writing Down Assets and Writing Off Losses*, p. 21. (cited from Daniels, M. B., *ibid.*, p. 116, n. 8.)

37) 当時行われた表示資本切下げ実務の性格を典型的に示すものは、所謂「逆株式配当」(„reverse stock dividends”)にほかならない。この処理法によれば、1920年代に株式配当を通じて資本金に組入れられた利益剰余金が、1930年代にいたって、逆に表示資本の切下げにより資本剰余金、時には利益剰余金に振戻される。個々の例については、Hornberger, D. J., *op. cit.*, p. 59, n. 4; Burtchett, F. F., *op. cit.*, p. 658, n. 74, p. 851, n. 44; *Moody's Manual of Investments*,

第6表 1929年恐慌後における企業会計実務の階層分化の進展 (単位千ドル)

会社名及び勘定科目名	1928年	1931年	1932年	(恐慌前)	(恐慌後)
〔I〕Simmons Co.					
1. 土地、設備	27,319	25,644	18,810	保守主義 的会計遂 行会社	「帳簿価 額切下げ 法」適用 会社に転 落
2. 買入戻廉	—	1,077	\$ 1		
3. 投資	2,694	781	268		
4. 普通株	25,082	25,747	5,666		
5. 再評価準備金	—	—	1,500		
6. 資本剰余金	6,274	1,274	6,998		
7. 利益剰余金		465	4,281		
8. 総資本	43,134	41,215	30,709		
U S. Industrial Alcohol Co.					
1. 土地、建物及び設備	25,996	19,927	\$ 1	資本金 の利益 金化表 示会社	
2. 資本金	17,200	22,585	3,738		
3. 偶発準備金	—	5,056	1,750		
4. 利益剰余金	14,214	2,790	4,003		
5. 総資本	40,514	31,090	10,787		
〔II〕Everlastik, Inc.					
1. 建物設備等	2,746	2,493	2,544	「資本金 及び剰余 金」(欠 損)会社 に転落	
2. 戻廉等	962	962	962		
3. 普通株及び剰余金	771	△318	△542		
4. 準備金	1,048	—	—		
5. 総資本	5,199	4,477	4,211		
Fownes Brothers & Co., Inc.					
1. 建物設備	721	621	584	広義の資 本金ゼロ 会社=資 本金の利 益金化表 示会社 (1928年 現在、 627社)	
2. 戻廉等	115	115	115		
3. 普通株資本金	—	41	△222		
4. 剰余金	260				
5. 総資本	1,982	1,637	1,140		
〔III〕General Laundry Machinery Corp.					
1. 建物設備	1,359	(1931年、倒産)		倒産=	627社中、 121社
2. 戻廉等	\$ 1				
3. 資本及び剰余金	1,987				
4. 総資本	4,696				
Amalgamated Silk Corp.					
1. 欠損金	722	(1930年、倒産)			
2. 資本及び剰余金	—				
3. 総資本	8,036				

(注) Moody's Manual of Investments, Industrial Securities, 1929 及び1933より作成。

たとえば、『ムーディー産業便覧』から典型的な諸会社の主要関連数値を抽出して作成された第6表は、この資本金の利益金化表示実務遂行会社の範囲の一層の拡大という歴然たる事実の一斑をきわめて具体的に明示する。すなわち第6表によれば、まず第一に、1920年代に資本金の利益金化表示実務を典型的に遂行した「資本金ゼロ会社」の一部は1929年恐慌以後ついに倒産の憂日に会い(第Ⅲグループ)、他の一部は、もはや減資=固定資産帳簿価額切下げ実務すら遂行することができないままに、「資本金及び剰余金(欠損) „capital & surplus (d)」(「マイナス資本金」)会社の範疇に転落するにいたっている。なお、ここで、これら第Ⅱグループに属する諸企業において既に資本金が「ゼロ方式」で計上されているため暖簾の資本償却すら不可能になっていることは特徴的である。(因みに、『ムーディー産業便覧』にもとづき集計した結果によれば、1928年度「資本金ゼロ会社」627社のうち、121社(19.8%)は1929年恐慌以後1932年までの数年間に倒産の運命を辿り、残りの一部は吸収合併され、その他の圧倒的部分は、上表第Ⅱグループの諸会社と同様、「マイナス資本金」会社となっている。)³⁸⁾

第6表から知られる第二の特徴は、1920年代においては上記第Ⅱ・第Ⅲグループとは異なりむしろその堅実さを誇っていた総資本1,000万ドル以上の第Ⅰグループの諸企業が遂にこの時期に「帳簿価額切下げ法」もしくは単純な減資=創出剰余金の計上による資本金の利益金化表示実務の採用にまで追込まれるにいたったことである。因みに、上記第Ⅰグループに位置づけられた Simmons Companyこそは既述の如く「逆株式配当」を強行した会社にほかならず³⁹⁾、U. S. Industrial Alcohol Co. もまた、既述の如く「保守主義という口実のもとに」減価償却費縮小表示=利益拡大表示を目的とする有形固定資産1ドルま

Industrial Securities, 1933, の該当箇所 (e. g. p. 164 & p. 1257.) を参照。尚、この処理法が Nashawena Mills Co. の如き「資本金及び剰余金」方式の会社で適用された場合には、「逆株式配当」の事実そのものすら貸借対照表からは知りえない。

38) 1928年度「資本金ゼロ会社」につき、個々に *Moody's Manual of Investments* によって追跡調査を行い、集計した数値。

39) 註(37)を参照。

への資本償却を強行した会社であって、いずれも、この時期における減資会社の典型である。

他方、第7表にみる如く、独占的企業における状況は、上記非独占的企業のそれとは全く対蹠的である。すなわち、第7表によれば、これら独占的企業にあっては、利益剰余金にチャージして棚卸資産・一時所有有価証券の帳簿価額切下げをごく部分的に行っているとはいえ、むしろ主要な特徴は、依然として100ドル額面の堅持・醸出資本全体の資本金化の堅持であり、有形・無形固定資産の資本償却ならぬ超保守主義的な費用償却政策の堅持である。たとえば、General Electric Co. の場合、有形固定資産に対するきわめて堅実な償却政策が依然として堅持されているばかりでなく、紛れもなく秘密積立金の設定を意味する「1ドル勘定」が一貫して維持され、しかも、1932年においてすら、同

第7表 独占的企業における保守主義会計の実態

(単位千ドル)

会社名及び勘定科目名	1929年	1930年	1931年	1932年
United States Steel Corp.				
1. 財産勘定	2,211,499	2,386,995	2,417,603	2,416,849
2. 減耗控除及び減価償却等	670,006	709,668	733,621	766,033
3. 優先株	360,281	360,281	360,281	360,281
4. 普通株(100ドル額面)	813,284	868,744	870,325	870,325
5. 処分済利益剰余金	270,000	270,000	270,000	270,000
6. 未分配利益剰余金	434,711	471,783	421,837	329,100
7. 普通株プレミアム	41,037	80,178	81,250	81,250
General Electric Co.				
1. 工場設備	209,533	198,304	199,130	190,728
2. 設備準備金及び減価償却	160,297	152,436	153,069	145,938
3. 特許権、暖簾等	\$ 1	1	1	1
4. 備品	\$ 1	1	1	1
5. 普通株(無額面払込総額)	180,287	180,287	180,287	180,287
6. 特殊(優先)株	42,930	42,930	42,930	42,930
7. 自家保険準備金等	7,534	7,974	4,063	5,059
8. 一般準備金	37,042	39,764	14,518	9,154
9. 剰余金	171,201	179,967	172,198	122,225

(注) Moody's Manual of Investments, Industrial Securities, 1933, p. 544 および p. 865 より作成。

年度に取得された5,363,546ドルに及ぶ特許権・営業権を「一般準備金」にチャージして100%減価償却し「1ドル勘定」を維持する⁴⁰⁾ほどに超保守主義的な会計を遂行している。なお、その他の著名な独占的企業、たとえば Standard Oil Co. (N. J.), General Motors Corp., Ford Motor Co., Bethlehem Steel Corp. 等においても、本質的に全く同様の事態を見出すことができる⁴¹⁾。

以上により、1929年恐慌を契機として、独占的企業においては依然として利益の縮小表示実務が堅持されているにも拘らず、他方、非独占的企業の分野においては、欠損隠蔽、利益の拡大表示を目的とし単純な減資あるいは「帳簿価額切下げ法」という新たな形態をとる資本金の利益金化表示実務が、1920年代よりも一層上層の企業にまで広汎に一般化したこと、すなわちアメリカ企業会計実務の階層分化が一層の進展をみたことを知りえよう。この階層分化は、疑いもなくアメリカ動態論生成の基盤をなす。それゆえ、かような現実を正しく分析しつくすことは、アメリカ動態論の本質を把握するために避けて通ることのできない一過程である。だが、かかる会計実務の階層分化を単なる自然発生的な両極分化としてのみ把握するにとどまるならば、分析は尙事態の一面のみをとらえたにすぎないであろう。当時におけるアメリカ会計実務の現実を全面的かつ深刻に把握し、アメリカ動態論の本質把握の出発点を確定するためには、事態の今一つの側面、すなわち、上記非独占的企業の会計実務が、「支配関係とそれと結びついた強制の関係」⁴²⁾ にもとづきほかならぬ独占的企業の側から直接的に強制されたものであるという、より重要な側面をさらに分析することが絶対に必要である。

Ⅲ 企業会計実務階層分化の独占による直接的強制

1929年恐慌後数年を経た1935年4月、“*Yale Law Journal*”の comments はいう。「……このたびの不況は、減価償却をへらして配当支払いのために当

40) cf. *Moody's Manual of Investments, Industrial Securities*, 1933, p. 865.

41) *Ibid.*, pp. 2907/8, p. 434, p. 2767, p. 97.

42) В. И. Ленин, *Соч.*, т. 22, стр. 195.

期利益を自由にする新奇な方法 (a novel method of reducing depreciation costs and thus freeing current income for the payment of dividends) の広汎な採用を立証した。この方法は、株式ブローカー、インヴェストメント・トラスト、金融会社によって示唆され、数多の製造会社と商業会社によって採用されたものである⁴³⁾。

およそ1930年代初頭に一般化した既述の如き「帳簿価額切下げ運動」(“write-down movement”) の嚆矢をなすものは、インヴェストメント・トラストならびに金融会社における創出剰余金と有価証券評価損との相殺という実務である⁴⁴⁾。しかるに、その後、かような「帳簿価額切下げ法」は、主に持株関係を媒介として、独占的支配の中枢(「蜘蛛の巣」“spider web”) に位置するこれらインヴェストメント・トラスト等の支配下におかれている非独占的企業に、急速に、(しかも全く異なった意義を付せられて) 強制的に移植されるにいたった。この場合、独占的支配の中枢・インヴェストメント・トラスト、金融会社等が、主に持株関係を媒介として、支配下にある非独占的企業に対して、かような「帳簿価額切下げ法」の採用を「示唆」し強制する目的は、きわめて明白である。すなわち、その目的とするところは、支配下にある非独占的企業における配当の維持・株価の維持による独占の利益の擁護にある。独占的支配の中枢に位するインヴェストメント・トラスト等は、非独占的企業の株式を所有し、したがってその配当・株価に多大の関心をもつ。だが、1929年恐慌は、非独占的企業に対して歴大な欠損をもたらし、その結果、そこにおける配当・株価の維持を不可能ならしめたことは勿論である。かかる条件のもとで、独占的支配の中枢は、非独占的企業に対して、「帳簿価額切下げ法」の採用による利益の拡大表示を強制し、そこにおける資本配当の強行による配当の維持・株価維持を強制する。かくして、非独占的企業における「帳簿価額切下げ法」の採用は、

43) *Yale Law Journal*, 1935, p. 1026.

44) 「帳簿価額切下げ運動は、インヴェストメント・トラストおよび金融会社によって表示資本と有価証券評価損とが相殺されたことと共に1931年後半に開始されたものと思われる」(*Ibid.*, p. 1046, n. 59)。

非独占的企業そのものの利害の立場からではなく、主に、かかる非独占的企業の株式を所有し、それを支配する独占的企業の利害の立場から強行され、その場合、欠損の資本金性格の強調、あるいは、「貸借対照表の相対的非重要性」(the relative unimportance of the balance-sheet) と「収益力」の強調という「理論的」助けをかりて⁴⁵⁾までこの政策は強行される。たとえば R. P. Marple はいう。

剰出資本剰余金を、欠損填補・資産帳簿価額切下げのために利用することによって利益・利益剰余金を維持し、配当支払いを継続するという「上記の実務を正当化するにあたって、損失の帳簿消却が資本金性格のものであり、それを当期稼得利益あるいは、利益剰余金に対してチャージすることができないのだ」ということが主張された。この主張は、持株からの配当と利子に当期利益を依存してきたにも拘らず有価証券の市場価値の低落によってこの配当と利子が一掃させられたところのインヴェストメント・トラストと金融会社の側からもっとも頻繁にきかれたものであった⁴⁶⁾ (傍点引用者)。

「帳簿価額切下げ法」採用の結果は、たちどころに現われる。“*Business Week*”誌1932年5月4日号は、いう。

「固定資産の帳簿価額の切下げとそれに相応する減価償却費の切下げとは、株主の利益〔?!〕に反応した。その結果生じる純益の増大は、評価切下げ政策につづく株式会社の証券に対する投資需要を刺戟する傾向を生みだした。……証券市場における価値は、この2年間、ほとんどまったく稼得利益によって決定され、帳簿価額の要因は無視された」⁴⁷⁾。“*Yale Law Journal*”も証言する。「帳簿価額切下げ法」採用の結果「……有価証券価値は上昇したが、それというのも、とくに1929年恐慌以後、投資家は、有価証券の背後にある帳簿上の持分権に関わりなく、殆んど全く会社の収益表示 (the corporate showing of ear-

45) Daniels, M. B., *op. cit.*, p. 116, n. 8.

46) Marple, R. P., *op. cit.*, p. 95.

47) “Business Begins to Write Down Book Values of Fixed Assets”, *The Business Week*, May 4, 1932, p. 24. (cited from Daniels, M. B., *op. cit.*, p. 116.)

nings) にたよっているからである」⁴⁸⁾。問うにおちず語るにおちる。独占の利益のために資本配当が要請され、そのために「帳簿価額切下げ法」が強行される場合、かかる資本配当のための資産・資本価値の切下げ実務を余りにも明白に表示する貸借対照表から公衆の目をそらさせることは正に独占の利益に合致する。ここには、当時、損益計算書・収益力に公衆の注意が誘導され、貸借対照表から損益計算書への重点移行が意識的に叫ばれた具体的な目的の一つが、はかなくも暗示されている。

独占の利益のために「帳簿価額切下げ法」を非独占の企業に強制するということは、しかし、インヴェストメント・トラスト等においてばかりでなく、持株会社においても遂行される。たとえば、F. F. Burtchett は、具体的な事例を指示しながら、それを一般化した形で次のような場合を挙げる。

「ある従属会社が年間 200,000 ドルの減価償却費を有し、優先株配当支払前に毎年 50,000 ドルを稼得し、また、3,000,000 ドルの資産を所有し、内 2,000,000 ドルが固定資産であったと仮定しよう。貸借対照表の負債側は、流動負債 100,000 ドル、優先株 1,000,000 ドル、普通株 1,500,000 ドル、剰余金 400,000 ドルを示している。かかる事情のもとで、総資産額に対する利益率は 1.67% [50,000 ドル/3,000,000 ドル×100%] であろう。そして、もし、優先株が 6% の配当を受けとる権利を有するとすれば、この会社は、ただその優先株配当の 5/6 だけを稼得しつつある。しかし、数多の会社が 1932 年と 1933 年とにそうであったように、この企業が普通株を 500,000 ドルに減らし、固定資産の帳簿価額を 2,000,000 ドルから 1,000,000 ドルまで切下げることによって再資本化したとしよう。同じ収益でもって、減価償却費が固定資産価額の引下げに比例して、200,000 ドルから 100,000 ドルにへらされるとすれば、この会社は、今や優先配当 60,000 ドルを支払い、現在社外にある普通株に年間 90,000 ドルあるいは、18% の稼得利益をのこすに十分な 150,000 ドルの純益を有する。さらに、利益は、以前には 1.67% を稼得していたのにくらべて、今や、企業内で使用されている総資本の

48) *Yale Law Journal*, 1935, p. 1026, n. 6.

7½%に等しい。かくして、以前には利潤の少なかったところに、利潤の多い従属会社が存在させられる。今や、親会社は、従属会社から『稼得利益』(earnings)として、年間90,000ドルを回収しうる。もし、従属会社の株式が『原価で』計上されているとすれば、当初に普通株に対してなされた1,500,000ドルの投資に対して、6%を実現するかもしれない⁴⁹⁾。「〔従属会社の〕株式は、慣習上、持株会社によって原価で計上されるのであるから、〔従属会社株式の〕額面価額の変更あるいは無額面株の表示価額の変更は、親会社の貸借対照表上で株式価額の表示替えを必要とすることなく持株会社に対する配当の継続的な支払いを許すかも知れない。その効果は、持株会社はその帳簿上への従属会社株式の計上額を減少させることなく、同時に、従属会社の資本からの支払いによって自社の確定利付証券〔に対する支払い〕を維持することである」⁵⁰⁾。その他、従属会社における「帳簿価額切下げ法」の強制的適用による「運転資本の源泉としての」従属会社の利用・従属会社に対する支配力の維持等々⁵¹⁾。

多階的・重層的な「従属株式会社体系」が確立した独占資本主義段階における株式会社財務の基軸的な特質は、株式会社財務が（少なくとも独占的支配体系の内部において）個々の企業の自主的な立場によってではなく、金融寡頭制の頂点＝巨大金融グループの利害によって規定されるという点にある⁵²⁾。かくして、独占的支配体系の中核＝巨大金融グループは、「大銀行の『取引所支配』」という一般的な土台の上で、さらに持株関係・人的結合等従属会社支配の直接的手段を通じて、従属会社の財務政策の決定に主導的に参加し、既述の如き株価形成過程の階層分化を利用しながら、従属会社が獲得した利潤を吸収し、ひいては既存の資本そのものすらも収奪する。かかる金融的収奪とそれによる非独占的企業の金融的絞殺は、様々な金融的術策を利用して、きわめて巧妙に、矛盾にみちた過程の本質を隠蔽しながら強行されるが、企業会計実

49) Burtchett, F. F., *op. cit.*, p. 846, n. 29.

50) *Ibid.*, p. 847.

51) *Ibid.*, pp. 847-8.

52) 拙稿、財務—資本調達、「経営経済学」昭和42年、大月書店、175頁以下参照。

務もまた、この現実過程の隠蔽に独自の重要な役割を演ずる。この場合、一連の金融的術策等と異なる企業会計実務の役割の特殊性は、それが、企業の現実の財産価値に対し「微塵も物質的变化を」生ぜしめない⁵³⁾所謂“pen & ink performance”でありながら、非独占的企業における強制的な利益拡大表示を通じて、金融的取奪と金融的絞殺とのための資本配当をあたかも正当な・合理的な現象であるかに装い、企業財務の進行、したがって金融寡頭制の頂点による金融的利潤の吸収と支配の強化の過程を側面から援護する点にある。

だが、それにも拘らず、独占的企業の側における利潤の一方的集中と支配の強化、非独占的企業の没落、ひいては一般大衆の極度の貧困化という、冷酷な鉄の必然性をもって客観的に進行するこの過程の本質は、それが明白に一方の犠牲による他方の強化であり独占資本主義の寄生性を典型的に示すものであるが故に、今や、たれの目にも明らかである。不満と憤激にみちた一般大衆の目は、正にこの独占的高利潤と独占の支配の上に注がれる。

F. F. Burtchett はいう。「剰余金の起源を全く別としても、この勘定が多額なものであるということは諸困難にみちびく。株主は不満になる。かれらは、配当を強制しようと試みるであろうし、往々にして他の戦術によってトラブルを惹き起すに足るほどに騒しくなる」。「公衆は、余りに多額の剰余金を創り出すことに対して、この資金が高すぎる価格と多すぎる利潤とを示すものと解するが故に、反抗するかも知れない」。最後に「労働者階級は、特にかれらが階級意識 (labor consciousness) を持っている場合には、多額の利潤あるいは多額の剰余金の中に搾取度の尺度を見出すであろう」⁵⁴⁾。

時恰も1929年恐慌直後、アメリカ資本主義が未曾有の政治的・経済的危機に曝された時期に相当する。かくして、独占は、いまや、かかる不満と憤激を回避するために、自己が非独占的企業に強制した既述の如き資本金の利益金化表示実務を不健全会計と名づけ、人為的に「会計問題」をつくりあげる。いまや、

53) Burtchett, F. F., *op. cit.*, p. 658, n. 76.

54) *Ibid.*, p. 661.

独占的企業に関わる現実の会計問題は、非独占的企業に関わる人為的な「会計問題」にすりかえられ、後者の禁止は非独占的企業の没落を更めて促進する。資本会計問題を現実の中心とするアメリカ動態論の形成は、正にかかる路線の延長線上にある。